

小型機船船びき網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
手繰第二種漁業（えびこぎ網）	【点の位置】 a 旧香美郡吉川村・旧南国市久枝漁業協同組合共同漁業権境界基点（北緯33度32分7秒、東経133度41分21秒） b aから真方位174度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合12,000メートルの点 c 高知市浦戸高知灯台から真方位164度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点 d eから真方位154度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点 e 高知市仁淀川東岸基点（境界標識灯） 【区域】 aからeまでの各点を順次に直線で結んだ線及びe a間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線により囲まれた海域	4月1日から12月31日まで	48キロワット（15馬力）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	高知市春野町以東久枝間の関係漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると推薦されたもの
	青木崎突端から磁針方位125度0分の線以東及び下甲崎（甲崎）突端から磁針方位170度0分の線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線（通称トオル間）及びその延長線以北の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。 （ア）次のaからgまでの各点を順次に直線で結んだ線以北の海域 基点甲 須崎市山崎鼻西端	5月1日から11月30日まで	540キロワット以下の範囲において許可証に記載されている推進機	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	須崎町漁業協同組合又は錦浦漁業協同組合の組合員であって、須崎

	基点乙 須崎市角谷崎高瀬南端 a 基点甲から真方位132度27分の線と基点乙から真方位101度9分の線との交点 b 基点甲から真方位188度6分の線と基点乙から真方位120度57分の線との交点 c 基点甲から真方位182度9分の線と基点乙から真方位133度32分の線との交点 d 基点甲から真方位194度34分の線と基点乙から真方位149度25分の線との交点 e 基点甲から真方位201度11分の線と基点乙から真方位139度48分の線との交点 f 基点甲から真方位202度17分の線と基点乙から真方位141度51分の線との交点 g 基点甲から真方位232度10分の線と基点乙から真方位188度50分の線との交点 (イ) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域 a 須崎市しるでん岬南端 b aから真方位181度14分の線と須崎市久通沖ノ瀬東端から真方位70度36分の線との交点 c dから真方位173度16分の線と須崎市久通沖ノ瀬東端から真方位205度48分の線との交点 d 須崎市久通観音崎南東端		関の馬力数		6 漁業協同組合長会において当該漁業を営むことを承認されたもの
--	---	--	-------	--	---------------------------------

	(ウ) 次の a から c までの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域 a 須崎市コウギノ鼻東南端 b a から真方位161度44分の線と須崎市野見崎西端から真方位235度0分の線との交点 c 須崎市大長岬西端				
	【点の位置】 a 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点 b a から磁針方位120度0分の線と土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線との交点 c 土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線と土佐清水市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点 d 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と同市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点 e 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台から磁針方位120度0分の線との交点 f 四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台 g b c を通る直線と e f を通る直線との交点 【区域】 a から f までの各点を順次に直線で結んだ線及び f a 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた海域	9 月 13 日 から 翌 年 8 月 12 日 まで	540 キ ロ ワ ット以下の 範囲におい て許可証に 記載されて いる推進機 関の馬力数	10トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	四万十市又は幡多郡黒潮町に住所を有する漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると認められたもの

	【点の位置】 a 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点 b a から磁針方位120度0分の線と土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線との交点 c 土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線と土佐清水市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点 d 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と同市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点 e 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台から磁針方位120度0分の線との交点 f 四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台 g b c を通る直線と e f を通る直線との交点 【区域】 c d e g の各点を順次に直線で結んだ線及び g と c とを直線で結んだ線により囲まれた海域	5 月 1 日 から 8 月 12 日 まで 及 び 9 月 13 日 から 同 月 30 日 まで	540 キ ロ ワ ット以下の 範囲におい て許可証に 記載されて いる推進機 関の馬力数	10トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	四万十市又は幡多郡黒潮町に住所を有する漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると認められたもの
	【点の位置】 a 幡多郡大月町白埼 b a と宿毛市沖の島町烏帽子埼とを直線で結んだ線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台とを直線で結んだ線との交点 c 宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面埼との中央点を見通した線と幡多郡大月町柏島灯台と	4 月 1 日 から 12 月 31日まで	80キロワッ ト（25馬力） 以下の範囲 において許 可証に記載 されている 推進機関の	5 トン未満の 範囲において 許可証に記載 されている船 舶の総トン数	すくも湾漁業協同組合の組合員であって、同組合において適当であると認めら

	愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台とを直線で結んだ線との交点 d 宿毛市大藤島頂上 【区域】 a から d までの各点を順次に直線で結んだ線及び d と a とを直線で結んだ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時の海岸線から沖合 1,000メートル以内の海域を除く。		馬力数		れたもの
手繰第三種漁業（貝けた網）	【点の位置】 基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点 基点乙 香南市夜須町手結・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点丙 香南市夜須町手結崎灯台 基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸簗県漁場基点 a 基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点丁から507メートルの点 b 基点丁から基点乙を見通した線から右に50度57分の線上基点丁から448メートルの点 c 基点丁から基点乙を見通した線から右に13度5分の線上基点丁から678メートルの点 d 基点丁から基点乙を見通した線から右に9度47分の線上基点丁から811メートルの点 e 基点丁から基点乙を見通した線から右に8度49分の線上基点丁から898メートルの点 f 基点乙から基点丁を見通した線から左に28度36分の線上基点乙から1,066メートルの点	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	g 基点乙から基点丁を見通した線から左に16度21分の線上基点乙から581メートルの点 h 基点乙から基点丁を見通した線から左に51度38分の線上基点乙から487メートルの点 i 基点丙から真方位352度29分の線上基点丙から551メートルの点 【区域】 基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、a b を結ぶ直線、b c を結ぶ曲線（i を中心とする半径275メートルの円弧）、c d、d e、e f、f g 及びg h を結ぶ5直線並びにh a 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。				
	【点の位置】 基点甲 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点乙 香南市香我美町328—42番地先漁場基点 【区域】 基点甲から磁針方位202度30分の線及び基点乙から真方位184度10分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,027号の漁場区域）	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点	周年	許可証に記載されている推進機関	3トン未満の範囲において許可証に記載	漁業権者の同意のある者

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 【区域】 基点甲から磁針方位187度30分の線及び基点乙から基点丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,028号の漁場区域）			の馬力数	されている船舶の総トン数	
【点の位置】 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点 【区域】 基点甲から基点乙を見通した線から左に90度0分の線及び基点丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,029号の漁場区域）	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者	
【点の位置】 基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点 基点乙 南国市浜改田字本村県漁場基点第93号 【区域】 基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（浜改田漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,032号の	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者	

	漁場区域)。				
	【点の位置】 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位167度0分の線及び基点乙から磁針方位162度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点 基点乙 高知市長浜・春野町堺名村崎共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位166度30分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,036号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 高知市長浜・春野町堺名村崎共同漁業権境界基点 基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船	漁業権者の同意のある者

	【区域】 基点甲から磁針方位170度0分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（春野町漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,038号の漁場区域）。			舶の総トン数	
--	--	--	--	--------	--